

都の各種助成金制度の詳細は東京都TOKYOはたらくネット
(<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/jigyonusi.html>)をご覧ください。

主な事業主向け助成制度等のご案内

○ 正社員採用助成金(東京都就職チャレンジ支援事業)

<事業内容>

就職チャレンジ支援事業の職業訓練を修了した方を採用し育成した企業等に、助成金を交付し、訓練修了者の採用・職場定着の促進を図ることを目的としています。

<対象企業>

- ・東京都内に本社又は主たる事業所等が所在していること。
- ・過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- ・都税(法人事業税等)の未納付がないこと。等

<助成要件>

- ・訓練修了者を正社員として採用し、6か月以上継続して雇用していること。
- ・訓練修了者を正社員以外の社員として採用した場合は、正社員として登用後、6か月以上継続して雇用していること。(ただし、正社員以外の社員としての採用から正社員に登用されるまでの期間が1年以内であること。)
- ・正社員として採用又は登用から6か月以内に、人材育成のための研修を1回以上実施していること。

<助成額>

- ・採用者1人につき1回限り 60万円(定額)

<問い合わせ先>

産業労働局雇用就業部能力開発課就業確保支援事業担当

TEL 03-5320-4726

○ 正社員採用助成金(ネクストジョブ事業)

<事業内容>

就職氷河期世代の30歳代の方の正社員採用・職場定着の促進を図ることを目的としています。

<対象企業>

- ・東京都内に本社又は事業所が所在していること。
- ・過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- ・都税(法人事業税等)の未納付がないこと。等

<助成要件>

- ・東京しごとセンターから紹介された30歳代の求職者を正社員として採用し、採用の日から通算して6か月以上継続して雇用していること。(ただし、採用の日から過去6ヶ月間に助成事業者の事業所等で勤務した者を除く。)
- ・採用後、ジョブコーディネーターの職場訪問及び定着支援を受け入れること。

<助成額>

- ・採用者1人につき1回限り 60万円(定額)

<問い合わせ先>

東京しごとセンター総合相談窓口

TEL 03-5211-2804

○ 東京しごとセンターへの求人のご相談
＜問い合わせ先＞

東京しごとセンター総合相談窓口
TEL 03-5211-2804

○ 東京都特例子会社設立支援事業助成金
＜事業内容＞

特例子会社を都内に設立する事業主に対して都が独自に設立費用の一部を助成することにより、特例子会社設立の動きを加速させ、都内における障害者の就業機会の拡大を図ります。

＜助成要件＞

- ・特例子会社を都内に設立予定であること。
- ・特例子会社の認定日が平成20年6月2日以降(平成23年3月31日まで)であること。
- ・東京都が主催するセミナー等で行う普及啓発事業等へご協力いただけること。

＜助成額＞

特例子会社を設立するための必要対象経費の2分の1(上限300万円)

例:備品購入費(什器類・コンピュータ等)、工事請負費(屋内・屋外各種工事等)、印刷製本費(パンフレット・ちらし等印刷)等

＜問い合わせ先＞

産業労働局雇用就業部就業推進課障害者雇用促進係
TEL 03-5321-1111(内線37-724)

○ 東京都中小企業障害者雇用支援助成金
＜事業内容＞

特定求職者雇用開発助成金が支給満了となる障害者を引き続き雇用する中小企業に対して、都が独自の賃金助成を行うとともに、相談員の巡回訪問により、雇用の継続を図ります。

＜助成要件＞

- ・障害者を雇用し、特開金の支給を受け、平成20年3月31日～平成23年3月30日までの間に支給対象期間が満了となった後も、引き続き雇用を継続する事業主であること。
- ・中小企業であること(ただし、特例子会社を除く)。
- ・障害者の就労場所が都内であること。
- ・障害者の雇用管理をより適正なものとするため、相談員の巡回訪問・相談を受けること。

＜助成額＞

1人当たり1万5千円又は3万円を最長2年間支給

＜問い合わせ先＞

産業労働局雇用就業部就業推進課障害者雇用促進係
TEL 03-5321-1111(内線37-726)